

# 貴重品管理 指導科長の不祥事

N 2 5

2 0 1 0 . 5 . 2

J 東海労東二運分会

会社情報の取り扱いに関する内容の科長掲示が2つ出されている。

これは極めて異例で異常なことだ。これまでセキュリティや情報管理については所長掲示が中心だったが今回は、総務科長と運転科長の連名に加え、さらに運転科長名でも出されている。次は、所長掲示が出そうな勢いだ。

**特に2科長連名の掲示は異常の域をはるかに超えている。なぜなら、掲示は**

「【詳細】」として5項目を具体的に明らかにしている。これは、「当該所員」が救急車で病院に行くような事態を引き起こした異常な事情聴取＝2科長はこれを「状況を確認」と表現しているが、明らかに時系列等報告書や本人の話しを基に本人の承諾もなく掲示＝公表したことになる。甚だしい人権侵害の犯罪にも等しい行為といわざるを得ない。犯罪者だから何をしてもかまわないということなのか。裁判でも、取り調べ調書は特別なことがない限り証拠として採用されない。2科長の掲示＝公表は絶対に納得いかない。私たち東海労は、このように使われる日勤や時系列等報告書に反対をしている。

## しかし どうなっている ディンプルキーの 一時紛失 事件？

未だに掲示すら出ていない。本当は何も無かったということなのか？

どう考えても、16日深夜から18日にかけての騒動は「何もなかった」とは言えないはずだ。現に、セキュリティボックスを開けたのか、と聞いたところ「あの日は休みだったから分らない」と答えた管理者がいた。

間違いなく「あの日」何かがあったのだ。私たちが思っているような「管理者による、貴重品の一時紛失・貴重品管理に関する不祥事」はなかったというのであれば、実はこういうことだったと自信を持って明らかにすべきだ。私たちの思いが間違っていれば、管理者の人権を侵害したことになる。直ちに東海労に抗議し掲示を撤去すべきだが、未だにそれもない。調べれば調べるほど指導科長の管理責任が見えてくる。不祥事そのものだ。

管理者の間違いは、真相を故意に覆い隠し涼しい顔をし、所員に対しては、これでもか、というあからさまな脅しと人権侵害のやりたい放題など許されるはずがない。16日から18日の事実を隠さず、全てを所員の前に出せ！

**私たちは求める。2科長連名の掲示を直ちにはずせ！  
16日から18日にかけての事実を掲示しろ！**